

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

1. 一部変更の趣旨及び内容

令和2年度税制改正に伴う企業版ふるさと納税の制度変更の速やかな実施及び地域再生基本方針の規定の整理のため、所要の改正を行う。

(1) 企業版ふるさと納税の制度変更に係る記載の変更

- ・ 地域再生法施行規則改正に伴う変更
- ・ 認定の大枠化及び寄附時期の制限の大幅な緩和に伴う取消事由の整理

(2) 規定事項の整理に係る記載の変更

- ・ 目次の追加
- ・ 記載順の整理

(3) 地域再生計画と連動する施策の整理（別表）

- ・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【追加】
- ・ 食料産業・6次産業化交付金【変更】
- ・ イノベーション創出強化研究推進事業【変更】
- ・ 「コミュニティ・ルール」化への支援（幹線鉄道等活性化事業（形成計画事業））【削除】
- ・ 住宅市街地総合整備事業【追加】
- ・ 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成【変更】

2. 閣議決定希望日

令和2年3月末（改正地方税法及び改正租税特別措置法の公布後）